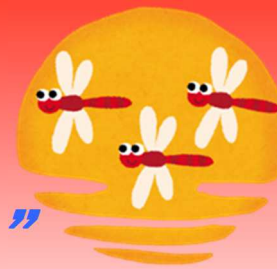




CAN DO

“可能性への挑戦”



第41号

金田会計事務所通信

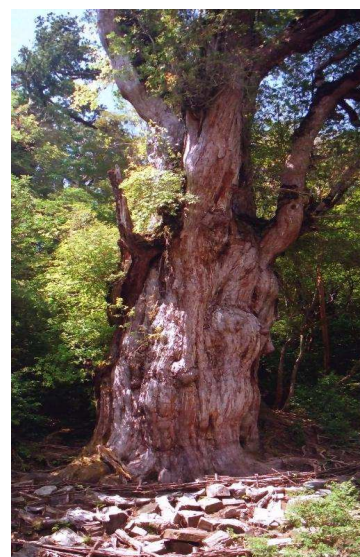
【 今を生きる 】

先日、恩師の長年の誘いもあり、引退先の屋久島を訪ねました。縄文杉を見れば人生が変わるというわさも手伝い、非常に楽しみにしていました。ところが、私は屋久島に到着するや否や大きな衝撃を受けたのです。空港まで迎えに来ていただき、住居まで案内される道すがらジャングル(私の感覚では決してオーバーではないのですが)を進んだその中に一軒の住宅にたどり着きました。想像していたイメージを大きく覆された瞬間でした。その後の縄文杉をはじめとする大自然との出会いはずでにおまけのようなものとなってしまいました。

今までのがむしゃらな生活とは違う、非日常の生活をたいへんなおもてなしで過ごし、屋久島に住みたいという気持ち以上に、心底『ここで生きたい』と思わされました。大阪に帰り、考えたのは場所ではなく、**生き方をどうするか**ということでした。

若いころはただひたすらに夢を追い、ゴールのみを目指して走ってきたころもありました。今は仕事柄、慎重なものの見方もプラスされ、うまくいっている時も「こんなことでいいのか。このまま調子良くいくはずがない。」と考えてしまう傾向があります。最悪のことを考えて行動してしまうと、気が付けば意識も引きずられることもあります。様々な出来事に遭遇し、何が原因かどうすれば解決するのかと年々考えることも増えてきました。悲観的な気分にも陥ることもあります。

問題を次々と解決したとしても、問題がなくなることはありません。ゴールばかりを見ても長続きしません。ジャングル(環境)に埋もれないため、ただ単にもがき悩むことなどはやめ、過酷な自然の中で平然と生きて**常に感謝と感動で調和する日々**を送ることこそが**必要なのだと**教えられました。今の生活を心底楽しめますか？そんな「生き方」をしたいと私は渴望しています。



金田 康良

2015年 11月

新・年末年初の税務上の注意点



昨今はマイナンバーに注目が集まっているようですが、実はそれ以外にも年末と翌年度にかけて重要な改正項目があり、今まで通りの対応とはいかないものがあります。それらのしっかりとした知識を得て準備をしてゆきましょう。

【国外居住親族の扶養控除等】

外国人従業員を長期雇用している場合、所得税の源泉徴収時に扶養控除・配偶者控除等の金額を計算するために提出してもらう「**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**」の記入方法が変わります。また、**事業主側から扶養親族等に該当するかどうかを確認できる資料（「親族関係書類」及び「送金関係書類」）の提出を求めることになります。**（平成 28 年 1 月 1 日から）

(1) 親族関係書類

外国政府が発行する戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの国外居住親族の氏名・生年月日・住所等の記載がある書類。一つの書類で全てが明らかでない場合は複数の書類の提出が必要となります。外国語で作成されているものであれば翻訳文も必要となります。

(2) 送金関係書類

生計一の事実を証明する送金関係書類には、外国送金依頼書の控えやクレジットカード会社発行の利用明細書が該当します。また、代表者にまとめて生活費を送金していたとしてもその代表者以外の者の送金関係書類とはみなされません。数年分をまとめた送金は認められませんが、金額の過多は問題となりません。

★外国人労働者の控除対象扶養親族の平均数が 11 人以上と突出している現状から今回の改正がありました。

平成 28 年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	
（フリガナ） あなたの氏名	生年月日 西暦 年 月 日 配偶者の氏名 あなたとの続柄
平成 28 年中の所得の見積額 非居住者である親族 生計を一にする事実 0 円	配偶者の無 一 有 無 課税となる給与につ いての扶養控除 等申告書の提出 （平成 28 年分 以降は、平成 28 年分 以降のもの）
① <input type="radio"/> ② 600,000 円	住所又は居所 平成 28 年中の所得の見積額 生計を一にする事実 0 円 異動日及び事由 （平成 28 年中に異動があつた場合に記載してください。以下同じ。）

- ① 「非居住者である親族」欄には、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族が国外居住親族に該当する場合に「○」を記載します。
- ② 「生計を一にする事実」欄には、その年に国外居住親族へ送金等をした金額の合計額を記載します。

【財産債務調書の新設】

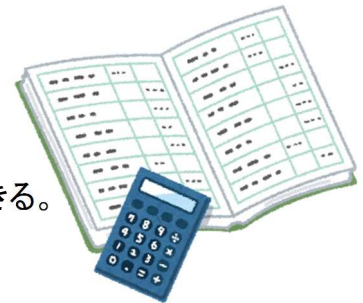
平成 27 年分の確定申告書を提出する者は、以下の要件に該当する場合、現行の「財産債務明細書」に代えて「**財産債務調書**」を提出しなければなりません。

(1)適用要件

年所得が 2,000 万円を超え、かつ、その年の 12 月 31 日時点で有する**財産の価額の合計額が 3 億円以上**、又は**有価証券等の価額の合計額が 1 億円以上**の者

(2)財産価額の基準等

- ①借入金で取得した財産でも借入金を控除せずに財産の 3 億円を判定
- ②個人事業の売掛金も財産として計算
- ③財産の所在は国内国外の区別なし
- ④国外にある財産が 5,000 万円超の場合に提出する「**国外財産調書制度**」にも該当すれば両方提出する。
- ⑤財産の評価は原則「**時価**」。「**見積価額**」とすることもできる。



(3)インセンティブ

財産債務調書に記載のある財産債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときは過少申告加算税等が 5%に軽減される。逆に提出記載のないものの申告漏れについては 5%が加算される。

(4)提出期限

翌年 3 月 15 日 (所得税の申告期限と同様)

★従前の「財産債務明細書」については、大体の財産債務と金額を記入して提出しておけば良いという雰囲気がありました。今回の改正によりかなり厳しくなってきたという印象です。

平成××年 12 月 31 日分 財産債務調書

財産債務の有する者	住所 (又は事業所、事務所、居所など)		氏名		(電話) - -	
	種類	用途	所 在	数 量	(注)有価証券等の除外財産の価額又は債権の金額	備考
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	1 250 m ²	250,000,000 円	
建物		事業用	東京都港区〇〇3-3-3	1 500 m ²	110,000,000	
建物		一般用	東京都品川区〇〇5-5-5-2501	1 95 m ²	89,000,000	土地を含む
			建物計		(199,000,000)	
預貯金	普通預金	事業用	〇〇銀行△△支店			

【マイナンバー直前対応準備の注意点】

やはり平成28年度からのマイナンバーの直前準備は外せません。以下の内容についての準備はできていますでしょうか？最終チェックとしてご確認ください。

(1) 従業員に対して

- ① マイナンバー制度の**内容及び対応の周知**(周知文の交付)
- ② マイナンバーの**利用目的の通知**
- ③ マイナンバー(特定個人情報)の会社内の**取扱規定**の指導・教育
- ④ **番号等の確認、収集及び管理**の徹底

マイナンバー



(2) 得意先・関係先に対して

- ① **特定個人情報等の取扱に関する覚書**の締結
- ② **個人番号提供の依頼**

いよいよ本年度も年末に近づいてきました。業務も忙しさを増すことですが、ぜひとも必要事項を押さえるようにしてください。不明な点等があればお気軽にご相談ください。

当事務所では御社で活用できるマイナンバーに関する**実用文例集(テンプレート)**を差し上げています。ご希望の方は気軽にご連絡ください。



気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 サンキュービルディング10階
TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329
E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/